# 支配と救済

# 一唐宋代嶺南における流落者救済の背景―

Control and Relief
Background of Wanderer Relieves in Lingnan Regions During
T'ang and Sung Dynasties

森田健太郎

#### 要旨

本稿は、唐宋代に行われた両広地域(嶺南)に流落した人々の救済事業について、その実施背景を嶺南支配体制の特性から検討するものである。

唐代の孔戣・盧鈞による救済事業は貞元年間 (785~805) における落南者の 急増が背景にあった。その落南者急増は、8世紀における唐の北方における権 威低下、一方の江南開発や南海交易の発展という国内外状勢の諸変化を背景と した嶺南の実効支配化を進めたい唐の事情が絡んでいた。

宋代は、南渡による国土の縮小、冗官問題の深刻化に起因する差遣制度の改変、そして対ベトナムとの関係構築が背景となり、北宋以来の攝官制の適用ポストを縮小させる。そして小官に就く選人もまた早期改官を目指して嶺南に流寓する状況が起きており、このような状勢が背景となって落南者が急増し、ついに広州で広恩館などの救済施設が設置されるに至った。

#### 【キーワード】

嶺南 「中国化」 唐 北宋 南宋 救済事業 広州 広恩館 南選 攝官制 選人

#### 目次

序

- 1. 唐代における落南者救済
- 2. 宋代における落南者救済
- 3. 宋代の救済事業の背景
- 4. 落南者の事情

おわりに

本稿の大きなねらいは、中原から周辺への漢族拡大の歴史を、両広地域(嶺 南)の地域特性に即して解明することにある。

両広地域は、中国大陸の南方に位置し、南嶺山脈によって北方から隔絶された地域である。そのため、歴史上嶺南とも呼ばれた(以下、嶺南を使用する)。ここには、元来「百越」と総称される越(粤)人など種々雑多な種族によって、北方とは異なる文化圏が形成されていた。秦始皇帝の南海・桂林・象の3郡設置以来、中国王朝はこの地を版図に加えたものの、秦漢期には南越国が成立し、その後も唐代半ばまで在地の土豪勢力が跋扈し、中国王朝に対し恭順と反乱を繰り返した。そのため、中国王朝にとって嶺南は蛮夷の地として恐るべき地域とみなされていたのである。

一方で、嶺南は南海諸国との貿易が盛んで、南海の珍しい産物が集まる地であった。とりわけ広州(番禺)は嶺南最大の貿易港であり、かつて南越国の首都が置かれていた。中国王朝は前漢以降、ここを嶺南支配の拠点に据え、地方官を派遣し、在地土豪勢力との良好な関係を維持しつつ、南海の利を得ようとしたのである。

しかし、嶺南の支配は中国王朝にとって容易ではなかった。それは、上述した文化的、民族的な違いによるものだけではない。嶺南は、高温多雨の亜熱帯気候に属し、多くの地域で「水土悪弱」の地に指定された。このような地では「瘴気」が発生し、北方出身の官員が嶺南に赴任すると、「瘴気」にあたって命を落とす者が多かったのである。瘴気は広州周辺でさえも発生したという。このため、北方の人々(以下、北人とする)は嶺南に行くことを非常に恐れたのである。

戦乱による避難、左遷、流刑等の理由により、北人がやむをえず嶺南に移ることを「流落南荒」、あるいは単に「落南」と呼んだ。落南の記録は清代にも散見されることから、ある一時期に限られた現象ではなく、嶺南の「中国化」 (漢化)の過程において常に起こりえた事柄であったといえる。中でも、とり わけ唐宋代は落南に関する記録が多くみられる。

しかし、従来の研究は、蘇軾など著名な士大夫の事蹟を通した、支配層にあたる人々を主体として取り上げたものが多い。一方、所謂大多数とみられる被支配の立場や、支配層の中でも下位に位置付けられる人々を主体として扱う研究は極めて少ない。唐宋時代の嶺南支配と落南者との関係を整理し論じることは、それ自体大きな成果にはならずとも、地域レベルの研究が唐宋を越えて元末明初以降から行われてしまう嶺南史研究にとって、その前段階として論じなければならないテーマであると筆者は考える。

このテーマに関連して、嶺南に移った人々について考える上で大変興味深いのが、嶺南に関する史料に記された、当地で落命した官員の遺族に対する救済事業である。後述するように、この事業は嶺南移民史との繋がりが深く、九世紀前半、唐の嶺南節度使孔戣が、流落した官員家族を救済したことに始まり、その内容は帰郷、定住、婚姻の援助など多岐に亘り、十二世紀後半の南宋期にも記録が散見される。

これまで、唐代の救済事業については王承文氏が、唐代北方家族の移民に関する記録として紹介し、宋代については、宋代の社会救済制度の側面から金中枢氏ら諸先学が論じているが、みな事例紹介にとどまっている。まして、嶺南史と「中国化」の関係に絡めて論じられたものは管見の限り見あたらない。

そこで本稿では、唐宋代の落南者の救済事業を整理し、事業の全容と実施背景について明らかにした上で、落南の経緯を考察し、唐宋代における嶺南支配と「中国化」の関係について検討してみたい。

# 1. 唐代における落南者救済

唐初、嶺南は未だ中国文化の浸透していない蛮夷の地であり、隋代に在地豪族達の協力を得て嶺南地方を平定したこともあって、嶺南を実効支配していたとはいえなかった。しかし、嶺南への配流規定が中宗の神龍2年(706)に頒行された「散頒格」に見られるように、8世紀を過ぎると、次第に嶺南に唐の影響力が及ぶようになる」。唐代の救済事業は、安史の乱以後、華北における

唐朝の権威が失墜し、支配の重心を江南に移した9世紀以降のことである。

#### (1) 孔戣の救済事業

元和12~15 (817~820) 年の間,広州刺史兼嶺南節度使の任にあった孔戣は, 落南者の救済事業を行った。その記録は,韓愈が撰した「南海神広利王廟碑」 に見ることができる。

人士の落南し帰る能わざる者,流徒の胄とともに百廿八族あり。其の才良なるを用い,其の無告者に廩し,其の女子の嫁ぐ可きはこれに銭財を与う<sup>2</sup>.

韓愈の南海神広利王廟碑は、長年疎かにされていた南海神の祭祀を孔戣が率 先して行った事を称賛し、彼の功績を称えた碑文である。これによれば、嶺北 に帰ることができない左降官と流刑者の子孫が、128族にも及んでいた。孔戣 はその中より有能な人材を登用し、身寄りのない者には施し、女子は婚姻を結 ばせ、餞別を与えたという。この記録は『新唐書』巻163孔巣父伝にも見える3。

そして、この救済事業の中心となったのが広恩館であったといわれる。明の 黄佐『広東通志』巻19輿地志7古蹟に「広恩館、府城内北一里に在り、後開善 寺為り、今廃せり、唐節度使孔戣建てて以て南謫子孫の流落し自存する能わざ る者を居せしむ、廃寺の田を撥し、歳ごとに租五百石を収め以てこれに贈す」 と記される如く、自活もままならない流落官員の子孫のために建てられた住居 であったという4.

# (2) 虚鈞の救済事業

孔戣から16年後の開成元 (836) 年,広州刺史兼嶺南節度使の任にあった盧 鈞が救済事業を行う.『旧唐書』巻177盧鈞伝は以下のように伝える.

貞元自り已来, 衣冠罪を得て嶺表に流放する者, 因りて物故し, 子孫貧

<sup>1「</sup>散頒格」については、辻正博「唐代流刑考」(梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都 大学人文科学研究所,1993年)参照.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>「人士之落南不能帰者与流徒之胄百廿八族、用其才良,而廩其無告者其女子可嫁,与之銭 財」

<sup>3「</sup>士之斥南不能北帰与有罪之後百余族才可用用之稟無告者女子為嫁遣之。」

し、孤児稚女は、之の為に婚嫁せしむるは凡そ数百家あり5

減じて為に槥槽を営む、其れ家の疾病死喪は、則ち之の為に医薬・殯殮

ここには、貞元年間 (785~805) 以降、官員が嶺南地域に左遷されて後にそこで亡くなると、残された子孫は貧窮に苦しみ、恩赦が降っても独力で嶺北に帰ることができなかったという。そこで盧鈞は、嶺南に残留する者に対し、身銭を切って棺桶を造り葬送し、病人や死者が出れば薬を与え葬儀を行い、孤児・女子を娶せる等の政策を行ったところ、合計約数百家にも及んだという。

虚鈞伝では孔戣が建てたという広恩館のことには一切触れていない。しかし、 虚鈞の救済事業の内容は孔戣と大差ないことを鑑みれば、広恩館に類する保護 施設があったとしてもおかしくはない。また、数百家という数については、多 少の誇張が含まれているとしても、孔戣から虚鈞に至る16年の歳月を経ても、 なお流落家族が増加の一途を辿ったと思われ、当時の左遷・流刑地としての嶺

按ずるに、唐孔戣の広恩館を建て、宋管鑑の広安宅を建てるは、俱に宦粤子孫 の流落せし者を居せしむるを以てす。広恩館は後に開善寺と為す。番禺県志は疑 いて「即ち古の開元寺」と為す。開元寺は、今の玄妙観なり。広安宅は崇報寺東 に在り、故址は即ち旧南海県署にて、亦た今の玄妙観の旁に在り。地址を以て之 れを考ふるに、広安宅は蓋し唐の広恩館址に沿いて修築せし者のみ。」

又た按ずるに、 輿地紀勝に云う、 「宅は西城内岳廟東に在り」と、 豊に崇報寺の 旁に又た岳廟有りや。

つまり、唐の広恩館は後に開善寺(即ち開元寺、後の元妙観)となり、南宋の広安宅は崇報寺(明の南海県署)、岳廟の東に建てられた。明の南海県署は元妙観の側にあったというから、広恩館、広安宅の地址は近接していたことになる。曾昭璇氏によれば、元妙観のあった宋代西城区は蕃漢雑居する広大な住宅地であり、とりわけ蒲氏に代表される蕃商の邸宅、光塔、花塔などもあり、南海の宝物が集まる商業区もあったという。それゆえ、広恩館はまさしく広州で最も賑わい、国際色豊かな区域に立地していたといえよう。なかでも、王朝のモニュメント的建造物である開元寺に置かれたことは、この救済事業が単なる地方官主導の救済活動ではなく、国策的なパフォーマンスの意味合いをも色濃く反映していたといえよう。

<sup>・</sup>広恩館の立地については、「広州城坊志」巻3旧南海県街において、南海県旧署(旧崇報寺址)、広安宅、広恩館、開善寺の立地に関する諸資料を引き、以下のように按語が綴られている。

<sup>5「</sup>自貞元以来,衣冠得罪流於嶺表者,因而物故,子孫貧悴,雖遇赦不能自還,凡在封境者, 鈞減棒銭為営槥欖,其家疾病死喪,則為医薬殯殮,孤児稚女則為婚嫁凡数百家。」

南,及び彼らが陥った過酷な状況を伝えている6

#### (3) 唐代の救済事業の背景

このように、唐代の孔戣と虚鈞による救済事業は、流落家族の病気の治療、 葬儀・出嶺の援助、孤児・女子の援助、婚姻の斡旋が主だったものであり、そ れらは広州に広恩館を置いて行われた。孔戣の時に至っては、子孫の辟召も行 われていた。それでは、上述の救済事業は一体何故行われたのであろうか。

唐代の救済事業のくだりで必ず言及されているのは、貞元年間に流落家族の 窮状が深刻化したという事である。牧野巽氏によれば、貞元年間に容州総官府 や海南島が唐の手に回復したことなどの記録から、この時期に唐の勢力が南方 に伸張していったと論じている<sup>7</sup>. つまり、貞元年間は唐代の嶺南支配におけ る一つの鍵となる時代といえる。

本章冒頭に述べたように、唐初、嶺南は唐が実効支配していたわけではなく、 馮氏など在地豪族との関係のもとで羈縻体制が布かれていた。しかし、在地豪族の弱体化をはかり、嶺南の実効支配をすすめたい唐朝は、上元3 (678) 年、 郡県官のポストを、4年に一度、中央が五品以上の京官を選補使に任じ、御史 1人を輔佐に加えて現地の人材を選用する制度に改め、より中央政府の影響を 強めた8. これが南選制である。南選制は、中原とは著しく社会・文化が異な り、中央政府の直接統治が難しい嶺南に、地理民情に詳しい現地人を採用して

<sup>6</sup> 虚鈞伝の本部分について、片山剛「中国における明代珠江デルタ史の位置-"漢族"の登場とその歴史的刻印」(「大阪大学大学院文学研究科紀要」第46巻,2006年)は、宣宗期の禁勅を手掛かりに考察している。片山氏は、唐代九世紀広東において、北方の移住者(「居人」、「土人」、「華人」など)が蠻獠と雑居・通婚し、両者の関係が密であったこと、そして原始的な農業を営むがために貧困に苦しみ、家族や土地を売ることもあったことを指摘し、虚鈞は蠻獠が所有できる土地の区域を制限し、土人の土地所有を保護するために、土人・蠻獠の居住区域を分ける法を制定したと論じている。

<sup>7</sup> 牧野巽『中国の移住伝説広東原住民族考 牧野巽著作集第五巻』(お茶の水書房, 1985年)の186頁・249頁。

<sup>\*</sup> 本段の南選制の概要説明は、『新唐書』巻45選挙志、李希泌主編『唐大詔令集補編』(上海古籍出版社、2003)、『冊府元亀』銓選部、『唐会要』巻75選部下南選の項および中村裕一『唐代の南選制と嶺南地方に就いて』(『武庫川女子大学紀要 文学部編』 30,1982年)を併せて参照。

支配の安定を図るものであった.

しかし、8世紀に入ると南選制は次第に縮小・廃止される傾向に移る。大足 元 (701) 年, 広・桂・韶・福・泉等の域内が「既是好処」になったとして吏 部銓に移行され、玄宗天宝13 (754) 年には、嶺南五府管内の州県で儒学の振 興が認められるとし、詩賦の才ある者には諸種の郷貢への応募を奨励させた。 そして貞元12 (796) 年に福建選補司が停止され、長慶2 (822) 年以降、南選 の一時停止が幾度も行われた。この一連の南選縮小の原因について、中村裕一 氏は、戦乱の影響と豪族の制度悪用等、唐朝の弱体化による形骸化を挙げるほ か、廃止の背景が「既是好処」にあると指摘し、好処とは為政者の側からみて 統治しやすい所という意味があることから、内地諸州と同一の統治条件を具備 する州が華南にも出現しつつあったのではないか(広州、韶州、賀州など)と 論じ、江南開発の先端が華南にも到達しつつあった反映の一つと捉えている10. その江南の開発は、安史の乱後における唐の国家運営の鍵ともなっている。 大興14年(751)のタラス河畔の戦い以降、シルクロード方面における唐の影 響力は低下する、安史の乱以後,華北辺疆の節度使が半独立化するに伴い,唐 の経済基盤は、急速に経済力が高まった長江以南にシフトしていき、そのため の制度改革が次々と打ち出された。 具体的には、均田制から両税法への転換、

そして、唐周辺の情勢をみるに、北は契丹、西に吐蕃やウイグル、西南に南 詔が相次いで割拠した。それに伴い、唐の内陸シルクロード交易は退潮に向か

私有地の承認、そして府兵制から募兵制への転換などである。

<sup>\*</sup>大足元年については、「軟、桂、広、泉、姓、賀、福、韶等州県、既是好処、所有闕官、 宜依選例省補。」(「唐会要」巻75選部下、南選)とあり、天宝13年については、「勅、如 聞嶺南州県、近来頗習文儒。自今已後、其嶺南五府管内白身有詞藻可称者、毎至選補時、 任令応諸色郷貢、仍委選補使准其考試、有堪及第者、具状聞奏、如有情願赴京者、亦聴、 其前資官並常選人等、有詞理兼通、才堪理務者、亦任此選、及授北官。」(「唐会要」同書 巻75選部下、南選)とある。

<sup>10</sup> 註 (8) の中村氏前掲論文参照. また,王承文「唐代"南選"与嶺南溪洞豪族」(『中国史研究』1998-1,1998年)は,この大足元年の勅以降の流れを,嶺南が次第に中央主導の銓選への発展段階と分析し,その背景に、唐朝の嶺南郡県支配による溪洞社会の変容,そして唐朝の官僚体制を支持する士人層の形成による,中央集権統治の需要の高まりがあったと論じている。

った.一方,広州を中心港とする南海交易が活況を呈するのもこの時期にあたり,唐が海上交易を重要視するようになった時期でもある。唐代,南海交易の中心港であった広州には、開元2年(714)に広州に市舶使が設置されている。さらに、来航するペルシア商人、ムスリム商人等が集住する蕃坊が置かれた。

南海貿易が盛況を呈すると、唐は広州で得た南海の産物を国都長安に輸送するルートを確保する必要がある。玄宗期、嶺南の韶州(今の広東省韶関市)出身の宰相、張九齢は、江西と広東の境にある大庾嶺を開鑿し、嶺南から嶺北へと抜けるルートを切り開いている。

以上の唐内外における状勢変化を背景として、唐は8世紀以降、嶺南の支配を強め、中央からの官員派遣に切り換えていったと推測され、これによって貞元年間における落南者の急増が引き起こされたものと思われる。

ところで、盧鈞は嶺南地方官として、東部銓への一本化に懸念を表明していた。『唐会要』巻69南選によれば、開成5 (840) 年7月、潮州刺史林郇陽が潮州の州県官を東部に移行したいとの奏請を出し、朝廷はこれを承認する。しかし同年11月、盧鈞が反論を述べた。

嶺南節度使虚鈞奏すらく。當道伏して以うに、海嶠の択吏は江淮と同じくせず、若し土風を諳熟するに非ざれば、即ち民瘼を捜求し難し。且つ嶺中、往日の弊は是れ南選なれど、今の弊は是れ北選なり。臣の當に管すべき二十五州、唯だ韶、広州の官僚のみ毎年吏部にて選授するも、道途遙遠にして、瘴癘交々侵すに、選人若し家事任持、身名真実ならば、孰か自負せざらん。由りて肯へて来る無し。更に俸入の単微なるを以て、毎歳号して比遠と為すも、若し下司貧弱の令使に非ざれば、即ち是れ遠処・無能の流、到官に及ぶ比に、皆積債有り、十中に一も肯て廉恥を識る無し......<sup>11</sup>

虚釣の奏によると,遠く瘴癘の地には,選人は家族または立身出世のいずれ

<sup>11「</sup>嶺南節度使處鈞奏,當道伏以海崎,択吏与江淮不同,若非諳熟土風,即難搜求民瘼.且 嶺中往日之弊是南選,今之弊是北選.臣當管二十五州,唯韶,広州官寮,每年吏部選授, 道途遙遠,瘴癘交侵,選人若家事任持,身名真実孰不自負,無由肯来.更以俸入単微, 每歲号為比遠.若非下司貧弱令史,即是遠処無能之流,比及到官,皆有積债,十中無一 肯識廉恥......」

かを放棄するのでない限り、赴任を望むことなどなかった。また、俸禄も僅かであり、遠地に処せられるのは無能な者達ばかりで、赴任のために負債を抱えてしまい、進んで廉恥をわきまえないと語り、嶺南道における南選制維持を訴えた。要するに、当時嶺南に左遷された官人達は、赴任時に多額の債務を抱え、万一嶺南で没することになれば、一家はたちまち貧窮に陥る危険をはらんでいたのである。

このように, 孔戣・虚鈞が行った救済事業には, 唐朝が抱えた国内外の状勢変化にともなう国家運営の転換, そして南海交易の活況などとの相互連関性が見られる。

## 2. 宋代における落南者救済

開寶 4 (971) 年,宋が南漢の降伏により嶺南を手中に収めた頃,唐末五代から南漢政権の割拠を経た嶺南には,多くの北人が乱を避けて移住していた。かかる状況から始まった宋の嶺南支配において,北人家族の救済はどのように展開されたのだろうか。

#### (1) 北宋

北宋期には、広恩館のような保護施設は文献にみえず、帰郷を援助する記録だけが残されている。王林『燕翼治謀録』巻五には、「是より先、咸平六年、真宗詔すらく、命官の嶺南に遷謫して亡没せし者は、並びに帰葬を許し、官、緡銭を給し、如し親属年幼ければ、牙校を差して部送して其家に至らしめよ」とあり、咸平6 (1003) 年の詔により、広南路に流され、後に現地で落命した官員を郷里に帰葬することを許し、帰路の費用を給付するよう命じ、年幼の遺族には牙校を遣って郷里に護送するよう命じている12.

また、左遷・流刑によらない官員遺族も保護の対象となっていた。『宋史』 巻316趙抃伝には、趙抃の知虔州在任時、広南地方官の死後、多くの遺族が帰

<sup>12「</sup>先是,咸平六年,真宗詔命官遷謫嶺南亡没者,並許帰葬,官給서銭,如親属年幼,差牙校部送至其家。」

100

れずにいたので、趙抃は舟百艘を造り、広東諸郡から帰郷を望む者を募り、希望者に舟と帰路の費用を授けたという<sup>13</sup>. そして嘉祐 6 (1061) 年の詔では、皇祐年間に起こった儂智高の乱で殉職した官員の流落家族に食料を援助し、郷里に護送するよう計られている<sup>14</sup>. また、『江蘇省通志稿』芸文志 3 金石 9 「宋故楊王荆王府侍講朝散郎虞公墓志銘」でも、

著作佐郎に改められ知広州番禺県事たり.忠〔中〕州の士人の嶠南に宦たりて,不幸にして死する有らば,其の家多く流落して帰る能わず.公,帥と部使者に建白して曰く,「官の鹽剩利銭を積むこと幾千万あり,願わくは朝に請いて以て流落の家に賙り給い,里閭に復せしめんことを」と.帥,部使者之れに従う<sup>15</sup>.

とあり、ここでは、知番禺県事・虞太熙の建策により、流落遺族への帰郷支援 の財源に、広州に蓄えている塩の剰利銭を充てたことが知られる。

このように、帰郷支援の対象は、左遷・流刑に処された官員遺族のほか、当地で病や戦乱で亡くなった官員の遺族をも包括していたことがわかる。なお、宋代の遠地差遺は、原則的に家族の随行を認めない事になっているが、実際には、官員は家族を同伴して嶺南に赴任することが許されていたと見える<sup>16</sup>.

<sup>13</sup> 該当文は以下の通り、「嶺外仕者死、多無以為帰、抃造舟百艘、移告諸郡曰、仕宦之家、 有不能帰者、皆於我平出、於是至者相継、悉授以舟、給其道里費。」

<sup>14 「</sup>統資治通鑑長編」巻193, 嘉祐6 (1061) 年夏4月辛酉に「詔, 嶺南官吏死于儂賊而其家流落未能自歸者, 所在給食護送還郷」とある. また, 同書巻277, 熙寧9 (1076) 年秋7月己卯に「詔,宣撫司所至訪求死事,文武官家屬流寓無歸者,指揮州県安存, 願還本貫者,差人津遺,其先遭冦略者,多方購求,有能獲,送赴官並与優獎,忠義死節未甄録者,保明以聞. 陣亡將士,昨官為瘞埋閒,聚為墳壟乃与儂智高逆黨京觀相雜,甚非所以旌別,可令別為表識,所過以官錢致祭.」とあり,帰郷支援のほか,戦災に遭った人々を懸賞を付して求め,忠義に殉死した者で未記録な人々の捜索につとめた。また,宋側と儂智高側双方の将兵が一つの京観に埋められていたので,これを識別し,宣撫使に官銭を用いて祀るよう命じている。

<sup>15「</sup>改著作佐郎知広州番禺県事.忠州士人宦嶠南,有不幸死,其家多流落不能帰.公建白帥与部使者曰,官積監剰利銭幾千万,願請於朝以賙給流落之家,使復里閭,帥部使者從之.」

#### (2) 南宋

南宋期の救済事業は、諸々の地方官の治績から窺うことができる。

まず、広南東西路における亡没官員のための義塚・叢園の設置がある。広東 の広州では、『万暦粤大記』巻9襲茂良の伝にみられる。

城東に舊くは広恵庵有り、中原衣冠の南に沒する者は之に葬るも、歳久 しくして廃せり。茂良故地を訪れ、海会の浮屠を更建し、暴露を取寄す るは、皆な揜蔵して遺す無し<sup>17</sup>.

昔,広州城の東に,広恵庵という嶺北士人を葬る霊園があったが,長い年月の末に廃れていた。乾道4 (1168) 年,知広州に赴任した襲茂良は故地を訪れ,そこに海会のための卒塔婆を建造した。さらに,屍体が地表に露出して長く風雪に晒されていたため,それらを集めて残らず覆い直したという18.

一方、桂州(静江府)でも、乾道9 (1173)年8月、知静江府兼広西安撫使であった范成大が叢塚を創置している。『文忠集』卷61神道碑1「資政殿大学士贈銀青光禄大夫范公成大神道碑」に、「瘴郷に旅柩多し、公、城北の坑冶の故墟を択びて塚を為り、之を瘞めて掲吊し、傍微に氏ある者、別に二大塚を為る。凡そ仕族の落南、自言せしめ、帰資を給うこと、今に至るも以て法と為す」とある<sup>19</sup>、この叢塚の設置は、広南西路における官員落命の事故の多さを

<sup>16</sup> 宋代は、「宋史」巻159選挙志5銓法下遠州銓の冒頭段にいう「川峽、広南及沿辺、不許 挈家者為遠、余悉為近」が原則と思われる。中島敏編「宋史選挙志訳註(三)」(東洋文 庫、2000年)では、737条註(三)において、黄播の事件により、開宝4年の詔が恩恵の 意による臨時の特別措置であったと述べる。苗書梅「宋代官員選任和管理制度」(河南大 学出版社、1996)は至道元年の詔により、川峡・広南任官にともなう家族同行が禁止さ れたが、景祐元年には幕職州県官の家族同伴と京朝官の制限付きでの許可を与えたと述 べる。だが、一時的な措置か否かについては言及していない。

<sup>17「</sup>城東舊有広恵庵,中原衣冠沒於南者葬之,歲久廃,茂良訪故地,更建海会浮屠,取寄暴 露者,皆揜蔵無遺」

<sup>18</sup> 広恵庵は黄佐「広東通志」巻27民物志邮典に、「延祥寺叢塚 宋紹興九年張経略致遠創。 旧有広恵庵逍遙園、後庵改額延祥寺、於是菴与園俱廃。紹定間趙運使師揩因園故址立亭 建塔、仍扁広恵」とあり、正確には広恵庵逍遙園といい、後に延祥寺に改額され、庵と 叢園が廃せられた。紹興 9 (1139) 年に広東経略使の張致遠によって叢塚が創られ、紹 定年間 (1228~1233) には転運使趙師揩が亭と塔を建てて、広恵と扁額がつけられたと いう。

示していよう。

次に、北宋以来の政策も継続して行われている。『万暦粤大記』巻八潘時伝には「官属の不幸にて死する者、厚く賻り帰らしめ、存没老稚一人の流落無く、是の如きは三十余家あり。士族の女の身を非類に失うは、贖いて之を帰らしむ」とあり、淳熙11 (1184) 年6月から知広州兼経略安撫使に赴任した潘時は、落命官員を手厚く葬るとともに遺族の帰郷に尽力し、30余家を無事に帰郷させ、さらに女性遺族で非類に身を落とした者の身を贖い、帰郷させたという<sup>20</sup>.

そして,南宋期の救済事業で注目すべきものは,保護施設の設置である。 『輿地紀勝』巻89に,

広安宅,西城内岳廟東に在り,運使菅鑑朝に請い,没官田三十頃を買い, 又別に粗米七百余斛,銭九百余貫を撥し,以て士夫子孫の落南者に給し, 其の扶喪出嶺する人は,亦た量りて其の行に賙う。広安宅五十余間を剏 めて之に居せしめ、月ごとに粮米を給すること差有り<sup>21</sup>。

広安宅設置を申請したのは、広南東路転運判官の菅鑑である。菅鑑は広安宅の設置に際し、没官田を購入し、別途銭米を撥入して落南した士夫の子孫に給付し、帰郷希望者には行程を計って費用を与えた。宅地は50余間あり、流落家族を収容し、月ごとに粮米を支給した。

その菅鑑の広安宅から5年後の慶元元 (1195) 年,知広州張釜も広恩館を設置した。『京口耆旧傳』巻7に,

……嶺表に仕して貧しく帰る能わざる者あり、出嶺銭を創り、資を以て 之に遺す. ……《中略》……廃寺の産業を籍し、歳ごとに銭三千緡、米

<sup>19「</sup>瘴郷多旅柩、公択城北坑冶故墟為塚、瘞之揭吊氏於傍徵者、别為二大塚、凡仕族落南、 使自言、給帰資、至今以為法、」清・謝啓昆『広西通志』巻238勝蹟9にも范成大の挙葬 文が掲載されている。それによれば、桂林の民俗では死後の埋葬を行わず、ただ仏寺に 託すのみであったが、范成大の指導によって埋葬されたという。埋葬は名前の判別の可 否を問わず、身元不明の亡骸には「旧在某所使」という表札を建てたという。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup>「官属不幸死者,厚賻帰,存没老稚無一人流落,如是三十余家,士族女失身非類,贖而帰之,」

<sup>21「</sup>広安宅,在西城内岳廟東,運使菅鑑請於朝,買没官田三十頃,又別撥粗米七百余斛,銭 九百余貫,以給士夫子孫之落南者,其扶喪出嶺人,亦量賙其行,刑広安宅五十余間居之, 月給粮米有差。」

千五百斛を得,以て士大夫の喪を以て帰る者に給い,其れ帰るを願わざる者,広恩館を立てて以て之れに居せしむ<sup>22</sup>.

張釜は広西通判在任時に范成大に倣って貧窮の官員に帰路費を支給し、知広 州時には広恩館を建てた。この時の歳収銭三千緡、米千五百斛は、菅鑑の時を 軽く上回る額である。

そして、南宋期の各種救済策を総合したのが、広南東路提点刑獄使の陳曄である。『宋会要輯稿』60-1に、慶元5 (1199) 年12月12日、陳曄が安仁宅・恵済倉庫を建てるに到った経緯と、十箇条に及ぶ詳細な綱領を知ることができる。

竊かに見るに、所部十四郡多くは是れ水土悪弱にして、小官は近關に貧しく絜累遠来し、瘴癘に死する者時時これ有り。孥累貧乏にて還郷する能わず、遂に狼狽を致す。曄財を撙節し用て宅子六十間を起し、専らに士夫の孤遺を養う。又、官・民田を買い、房廊を置くに及び、銭米を拘収し、倉庫を各一所創る。凡そ入宅居止する者は口を計り日ごとに銭を給い、仍お其の余を以て、遇二広の事故せし官員の扶護出嶺する有らば、路費を量支す。欲すらくは名づけて安仁と曰い、倉庫を恵済と曰わんことを。尚お慮るは、向後相承する能ず、却て流落の家復た所を失うに至るを致さんことを、乞うらくは本司に行下して以て遵守するを得んことを、これに従う。曄事宜を條具す。

- 一, 遇二広の官員の事故あり, 家属出嶺する能わず, 就宅居止せんと願うは, 家毎に屋一間を給う。七口以上は二間に止む。
- 一, 買到せる田は毎歳秋成すれば, 官に委ねて収納し, 到房銭を拘収し, 椿備支遣す.
- 一,計口して銭米を給い,十五歳以上は毎口日ごとに米一升,塩菜銭一十文を支し,十五歳は以て米一升を支するも,一家に七口を過ぎず.
- 一, 二広の官員事故あり, 孤遺の扶護出嶺するは, 路費を支給し, 二十 貫自り五十貫に至りて止む.
- 一、過往に事故せし官員の出嶺を願わざるは、旧叢園有り、内に就きて

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup>「…〈前略〉…仕於嶺表,貧上能帰者,創出嶺銭以資遣之。…〈中略〉…,籍廃寺産業, 歲得銭三千棍,米千五百斛,以給士大夫之以喪帰者,其上願帰者,立広恩館以居之。」

菆葬す.

- 一、在宅の人亡没すれば、銭三貫を支し、嫁女は五貫、娶婦は三貫とす。
- 一、官は銭米暦子を置き、各家を付して収掌せしめ、預借を許さず、
- 一, 砧基簿を置き, 一面は本司激賞庫, 一面は本州軍資庫にて収掌す.
- 一, 文思院式に依り、斛斗各二十隻分を置き、逐荘に給い収管せしむ。
- 一, 銭米竊に慮るに官司の移易あらば, 借兌常平銭米法に比類して施行す<sup>23</sup>.

この制度は、唐以来行われてきた、亡没者の葬送、帰路費の支給、叢苑への埋葬、女子の婚姻等の施策のほとんどが盛り込まれており、かつ保護家族への支給制度が事細かに定められている<sup>24</sup>.この陳曄の言により、慶元5 (1199)年、広東諸州に安仁宅と恵済庫設置の命が発せられた。これは管見の限り嶺南流落家族のための保護施設設置を朝廷が命じた初めての記録である<sup>25</sup>.

そして、陳曄の上言から 4 年後の嘉泰 3 (1203) 年11月11日、南郊赦文において、朝廷は広南地域の落南官員家族救済事業について以下のように宣布した。 『宋会要輯稿』食貨58-25に、

南郊赦文, 二広州県の小官, 瘴に冒されて死する者の家属, 旅櫬を扶護 して帰郷する能わざるは、実に矜憫す可し、広東已に広州に接済庫を置

<sup>23 「</sup>慶元五年十二月十二日,広東提刑陳曄言,竊見,所部十四郡多是水土悪弱,小官貧于近 闕絜累遠来死於瘴癘者時時有之. 孥累貧乏不能還鄉,遂致狼狽。曄撙節財用起宅子六十 間,專養士夫孤遺。又買官民田及置房廊,拘収銭米,創倉庫各一所。凡入宅居止者計口日給銭,仍以其余。遇有二広事故官員扶護出嶺量支路費。欲名曰安仁,倉庫曰惠済。尚 慮,向後不能相承却致流落之家復至失所,乞行下本司得以遵守。從之。曄條具事宜么。一,遇二広官員事故,家属不能出嶺,願就宅居止者,每家給屋一間,七口以上二間止。一,買到田每歲秋成,委官収納,拘収到房銭,椿備支遺。一,計口給銭米,十五歲以上每口日支米一升,塩菜銭一十文,十五歲以支米一升,一家不過七口口。一,二広官員事故,孤遺扶護出嶺,支給路費自二十貫至五十貫止。一,過往事故官員不願出嶺,旧有義園就內戒葬。一,在宅之人亡没支銭三貫,嫁女五貫,娶婦三貫。一,官置銭米曆子付各家収掌,不許預借。一,置砧基簿一面本司激貫庫一面本州軍資庫収掌,一依文思院式置斛斗各二十隻分給逐莊収管。一,銭米竊慮,官司移易比類借兌常平銭米法施行。」

<sup>24</sup> 郝玉麟『広東通志』巻39吊宦志省總,陳曄伝に「倣広恩館之制建安仁宅而居之」とある。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup>『宋史』卷37寧宗本紀1「十二月……庚午,命広東水土惡弱諸州建安仁宅,恵濟倉庫,給 士大夫死不能帰者。」

163

き、銭米を椿積し、遇々事故有る官員の家属、経略司に赴きて状を投じ、 倉券を除結するを除くの外、更に路費を支給し以て其の帰を済け、及び 城北にて空地を踏逐し義塚に撥充し、祭亭を起造し、旅櫬を将て地内に 就きて蕺葬するを願う者に給し、支結・縻費銭及び造屋は接済院に充て、 事故にて流落する家属有り、給屋に就きて毎日飯米を支給するを欲する は、養贍して以て寛恤を示せ、昨来広西経略司申するに、已に静江府に おいて広恩院を新創し、以て士夫家属の流落者に給い、諸監司をして常 切に恪意奉行せしむべし、如し在官の田畝の類有らば、措置して撥入し、 所有家属の出広を願う者は、仍お逐州に令して津遺せしむ、其れ仕宦家 属、流落し出広する能わざるに因り、甚しきは子弟奴僕と為り、妻女娼 婢と為るに至る、深く憐憫す可し、今自り赦到るの日より、所在州軍を 経て自陳するを許し、日下釈放し、仍お本州に令して津遺せしめよ26.

この赦文は、当時広州にあった接済院・接済庫という救済施設と、事業の概要を伝えている。この接済院と接済庫は、過去の広安宅、広恩館、安仁宅、恵済庫と類似した施設であり、『大徳南海志』巻十兵防旧志諸司倉庫に広恩館内に接済庫が設置されていたことが記されているので、接済院は張釜が設置した広恩館そのものである可能性が高い<sup>27</sup>。そして、静江府にも広恩館の設置が行われ、広恩館を中心とする救済事業が広南路の東西で行われていたことが知り得る。また、流落した遺族の状況についても触れており、奴僕、娼婢にまで身を落としていた事もあったという。この嘉泰三年の赦文は、こうした遺族に対

<sup>26 『</sup>宋会要輯稿』食貨58-25「〔嘉泰 3 年〕11月11日,南郊赦文,二廣州縣小官冒瘴而死者,家属扶護旅櫬,不能歸鄉,實可矜憫。除廣東已於廣州置接済庫,椿積錢米,遇有事故官員家属赴經略司投狀,除結 [給] 倉券外,更支給路費,以濟其歸,及於城北路逐空地撥充義塚,起造祭亭,願將旅襯就地內瑕葬者,給也支結 [給] 縻費錢,及造屋充接濟院,有事故流落家属,欲就給屋,毎日支給飯米養鹽,以示寬恤,昨來廣西経略司申,已於靜江府新創廣恩院,以給士夫家属流落者。可令諸監司常切恪意奉行,如有在官田畝之類,措置撥入。所有家属願出廣者,仍令逐州津遺。其仕宦家属因而流落,不能出廣,甚至子弟爲奴僕,妻女爲娼婢,深可憐憫。自今赦到日,許経所在州軍自陳,日下釋放,仍令本州津遺。(割註:自後郊祀明堂赦亦如之)」文中の二つの「結」字は「給」。

<sup>27 「</sup>大徳南海志」巻10兵防旧志諸司倉庫に,「椿備庫 広豊倉の南に在り。宋慶元元年,経略張釜創建し, 羨財羅米を以て儲備す。以下皆廃す」とあり,その内に「接済庫,広恩館内に在り」とある。

して、陳状を許し、即刻身の自由を与えて、各地で帰郷の援助を行うよう宣布 したものであった。

以上が、宋代における落南者の救済事業の経緯である。唐代と異なる特色として、左遷、流刑による落南ではなく、小官クラスの地方官として派遣された官員の遺族を対象としていることである。これは、嶺南への勢力伸張段階にあった唐と違い、宋は五代十国期に嶺南に割拠した南漢の支配体制をスムーズに継承したことが要因の一つであると考える。また宋は、唐の南選制を継承させた摂官制度を嶺南に適用し、在地の知識人を下級地方官に登用する制度を早々に整備した。摂官制度により、北人の無駄な落南を防止したとみることもできよう。

### 3. 宋代の救済事業の背景

北宋期と南宋期の救済事業を比べると、共通点と差異がそれぞれみられる。 まず共通点は、救済事業の実施地点が広州に限定されず、広南路の他州や近隣 の路州にも事業が拡大したこと、そして朝廷が詔令を発して積極的な後押しを 行ったことが挙げられる。一方、両者の差異は、北宋期が落南者の帰郷支援を 行うだけに止まるのに対し、南宋期は帰郷だけでなく、広恩館制度により、嶺 南に留まる者を保護する政策が行われた点にある。そのような北宋と南宋の救 済事業の差異が生じた要因を当時の時代状況と、それに伴う嶺南支配体制の変 容に即して考えると、北宋から南宋にかけて、以下のような4つの変化が認め られる。

- ①国土の縮小、宋の南渡
- ②攝官制の定数削減
- ③ベトナム (李朝大越) の安南国王冊封
- ④嶺南への人口流入

まず、①に関しては、周知の通り、北宋と南宋の疆域の違いである。北宋は、 契丹に燕雲十六州を占有され、西方に西夏が割拠していたものの、開封に国都 を置く中原王朝であった。しかし南宋期は金に華北を占有され、南宋は臨安を 国都として淮河を境としていた.

国土の縮小は、厖大な官員の余剰を発生させた。すでに北宋期に「冗官」問 題として、官員の増加に苦しんでいたのに、南渡によって、冗官問題がさらに 深刻化したのである。それにも関わらず、官員の赴任希望は江南に集中し、嶺 南の地方官ポストには正規官がつかない事が多かった。周去非『嶺外代答』法 制門定擬には,都・臨安に近接した中州の官員ポストは,1闕を4人が争うほ どであったのに、一方で、広西闕には一人の希望もなかったと記されている28. しかし、それでも中央吏部による官員派遣枠を増やすため、②が順次行われ た。攝官制は宋初より行われ、嶺南(宋代の行政区名では広南東路、西路)出

身の科挙解試及第を選抜して嶺南各州県の幕職州県官に任用する制度である. 当初25名までとされていたが、徐々に増加して、北宋徽宗期には、広南東西路 それぞれ75名にまで膨れあがった<sup>29</sup>.

また、北宋の神宗熙寧3年(1070)には、四川、広南、福建の7路(後に荆 湖南路を加えて8路)の遠地差遣に関する制度,すなわち八路定差法が定めら れた. これは、8路の転運司に路内の官員選任を委ね、各路出身官員を任命す **る制度であり、科挙及第した官員や待闕選人が対象である30.** 

この二つの政策は、ともに現地出身の官員を任用することで嶺南の官員不足 を補う機能を果たしていた.しかし.南宋期には多くの官員のためにポストを 割り当てる必要があり、紹興3年(1133)から淳熙5年(1178)にかけて、摂

<sup>28「</sup>広西経任人,多不欲注曹官,唯欲授破格職官,初任人不欲授監当,簿,尉,唯欲授破格 曹官,謂如吏部注中州四選闕,率一官而四人共之,唯広西闕無人注授,及発下定擬,唯 許寄居,隨侍,曾任本路人参選,員少闕多,率是見次,選人於此,可養資考,豈吏部注 擬之所常有者, 故落南士夫, 多不出嶺, 良以此也,」

<sup>29</sup> 以下の段における摂官制,八路定差の概要説明は,苗書梅『宋代官員選任和管理制度』 (河南大学出版社, 1996) 第1章第5節摂官制度・第2章第5節定差法, 梅原郁「宋代官 僚制度研究』(同朋舎,1985年),中島敏編『宋史選挙志訳註(三)』(東洋文庫,2000年) **銓法下遠州銓を参考に、筆者がまとめたものである。** 

<sup>30</sup> 八路定差法については、渡辺紘良「宋代科挙官僚の選任制度(平成13年度春期東洋学講 座講演要旨)」(『東洋学報』83-2,2001年)においても言及されている。渡辺氏は、八路 定差法を闘少員多の弊害の是正を図る具体策の一つであると指摘し、細かく人事開始 (使闕) の時期を定めて八路の後任人事を促進させる方法は一般にも援用されることなり、 深刻な冗官問題にまつわる人心の不満解消に役立ったと論じている。

官の人数定数の削減、攝官用ポストの中央への移管を進めたのである。

そして③は、淳熙元年(1174)、交趾すなわちベトナムの李朝大越の王を正式に安南国王として冊封したことである。宋とベトナムの関係は、北宋が南漢平定後に丁氏との間で始まったが、北宋はベトナムを独立した国として正式に承認したわけではなく、太宗太平興國5年(980)と神宗熙寧9年(1076)に二度ベトナム征討を行うなど、唐の旧領回復の意志もあった。また、皇祐4年(1052)には、広西の西南部、ベトナムとの境界周辺に勢力をもつ儂智高が宋に反乱を起こして、広州を包囲するなど、北宋の嶺南支配体制を揺るがした。これ以降、対ベトナム、対左右江流域少数民族対策が積極的に進められた。このため、北宋期には、とりわけ南方の異民族対策に通じた人材が重用された。

しかし、南宋期になると、華北の金の存在により、ベトナムとの良好な関係が求められた。とくに広西において、広西塩と雲南大理や西南諸国の馬を取引する広馬貿易が開始されたことは、広西辺境の安寧が一層求められたはずである。そして、ベトナムとの関係が安定することは、南宋による嶺南支配体制の安定に繋がり、北宋期ほど嶺南において南方対策の専門家の起用や、現地事情に明るい摂官を多く任用しなくともよくなる。ベトナムの安南国王冊封は、こうした事情が絡んでいたものと思われる

そして最後に①である.これは①と連動することだが、宋の南渡に伴い、北人の多くは長江以南の各所に流寓した. 嶺南もまた例外ではなく、多くの北人官員が流寓したらしく、『宋會要輯稿』選挙26-4の乾道 2 (1166) 年 2 月15日の條には「欲して乞うらくは、詳酌して二廣の漕司に行下し、銓試に遇う毎に、止だ許本路土著官并びに委西北流寓人の在路寄居七年以上に及ぶに係るは、各おの保官二員を召し、次第州縣の結罪保明を經て、方めて牧試を許す」とあり、漕使の定差銓試にあたり、広南出身者とともに同路に寄居七年以上に及ぶ西北流寓者はともに保官 2 員の保明が必要とされた31. 『嶺外代答』法制門にも、定差の対象となる者として、広南路赴任経験者に加え、広南路に寄居、隨侍し

<sup>31「</sup>欲乞,詳酌行下二廣漕司,每遇銓試,止許本路土著官并委係西北流寓人在路寄居及七年以上,各召保官二員,次第經州縣結罪保明,方許牧試.仍試中人不得更移籍赴吏部注差.從之.」

ている士夫にも参選の資格が与えられたことが明記されており、転運司關の定 擬には、広南長期滞在者もまた参選することができたという.

このように、北宋期は、北方の契丹や西夏だけでなく、ベトナムや周辺民族の動向に敏感でなくてはならず、南方の専門家や、現地人を積極的に任用する傾向にあった。また、北人を無駄に嶺南に残留させないよう、官員の遠地差遣制度を適用していたため、落南者は速やかに帰郷せしめるようはかられたものと思われる。一方で南宋期は、冗官問題の深刻化、ベトナムとの関係緩和に加え、差遣制度の改変による摂官枠の削減、そして南渡による北人官員の嶺南流寓などの理由により、嶺南に留まることを希望する人々が出現し、広恩館の設置がみられたものと考えられる。

以上,主に南宋期の対外的な状勢及び国政の諸問題より,救済事業の実施背景を推察した。一方,落南の当事者である官員の立場において,落南とはどのような意味があったのか、次章で考察してみたい。

## 4. 落南者の事情

北人の落南は、概して戦乱の避難、地方官赴任、左遷や流刑などが大きな理由であったが、前述の南宋期、陳曄の安仁宅設置の建議から、南宋期の官員予備軍、選人の特別な事情が浮かび上がる

陳曄の建議の中で、「小官が近闕に貧しくて家族を連れて落南する」という 記述がある。小官とは、中小州県の幕職州県官に任用される選人など官階の低 い者をいい、近闕とは、都から近い州県官ポストの意味である。この部分は、 小官達は臨安周辺でなかなか官を得られないため、家族を連れて落南したのだ と解することができる。

このことは前掲『嶺外代答』法制門にもみられるが、その一方で、広西には一人の希望者も現れない状況があったこと、広西では希望すればすぐにポストが得られるため、落南した官員はなかなか嶺南を出ようとしなかったとも指摘している。その理由はすなわち改官のためである。なぜなら、改官して京官になるということは、選人にとって生涯の進退に関わる大事であったためである。

選人改官を目指すための基本要件は、6考あるいは7考(2任以上)の勤務経験と挙主5人を揃えることであるが、挙主5人は簡単に集まるものではなく、 縁故などを活用するのが常であった。

また、『後村先生大全集』巻43、玉牒初草中に記載されている、寧宗嘉定11年 (1218)9月の李楠の上奏にも、「李楠二廣の四弊を奏す。……中略……三、選人入嶺、例に速化を求む。既に此に就きて一たび削らるるを得れば、又他州に改辟す」とあり、選人が嶺南へ移るのは、大体が早く官歴を積んで改官するためであり、時に官を罷免されても、すぐに嶺南の他州で官に補せられると指摘している。すなわち、南宋期小官の落南の背景には、「嶺南に行けばすぐに改官できる」という当時の仕宦状況があったのである。

しかし、官を得るための落南も楽ではない。南宋期の伝聞を集めた洪邁『夷 堅支景』巻第8「陽春縣」には、瘴癘が甚だしい南恩州陽春県での赴任事情に ついて伝えている。

領南大抵皆瘴毒にして,而るに春州は最も甚し.唐より以來,北客の謫徙せらるる者生還を得ること罕なり.本朝廢して陽春縣と為し,以て南恩州に隸す.蓋し既に一邑と為れば,則ち士大夫の竄逐せられ,罪囚の黥配せらるるは,皆彼に至るを免ずるを獲,亦た建議者持心近厚して云う.凡そ縣令に調注せらるるや,如し三年に滿つれば,舉主を用いず選階に由りて京秩に改むるを許すも,去く者歸るを得る莫ければ,然るに榮進を貪嗜し,率冒昧して以て往く.唯だ淳熙中,莆田の葉元卞のみ獨り更終し,妻室と恙無くも而るに家人・子は盡く死せり.一婢正に病みて別室に卧すあり,夜にその呻吟の聲を聞くや,俄に喉間痰涎喘壅(擁)の状の如し.旦に迨びこれを視るに,乃ち自ら梁に縊り,梁床を去ること猶お丈許,階梯の升るべき無し.蓋し従前終りを善くせざる者従いて厲と為り,專らは瘴を以て隕命するに非ざるなり.余,千鍾宏惠州歸善巡檢為りし時,正に其事を覩る.葉の名は子昂,丞相の姪なり32.

陽春県の前身である春州は瘴癘が最もひどい所で、唐以来そこに配流された が最後、無事に帰ることはまれであった。宋代以降、春州を廃止して南恩州陽 春県に改め、士大夫の左遷、罪人の配流地から除外したことで、官員で建議す る者は、安心して意見を具申することができるようになったという。また、陽春県令に補された者は、もし3年を勤めあげれば、挙主の推薦を用いずとも改官できるという恩典が与えられていたというが、赴任して無事に帰る者はなく、県令に補せられようとする者はみな栄進を貪り、闇雲に赴任する者ばかりであったという。唯一、葉子昻とその妻室は無事に務め終えたのだが、家人・子供は尽く死亡したという。

葉子昻の話が真実か否かはともかく、宋代、瘴癘の地嶺南の県令ポストには、改官の恩典がつけられていたことと、無事に帰ることが稀であったという事は当時の実情であったと思われる。宋は実際に改官に繋がる恩典を付して募集し、嶺南の官員を補うために様々な対策を行っている<sup>33</sup>. 通常はそれでも官を補えないのだが、南宋期、冗官問題が深刻な状況において、選人にとって藁にも縋る思いだったに違いない。しかし、恩典が付されている州県はそれだけ官員に

この陽春県の事例以外、「不用拳狀」が他路で適用された事例は見あたらない。また「不用拳狀」には至らずとも、「減拳主」の賞格は、広東・広西の多くの県令差遣に付与されていたことが「宋会要輯稿」職官の上記両条から知られる。それゆえ、嶺南は瘴癘の地であるがゆえに、かえって改官への最短の道が用意されていたといえる。

<sup>32「</sup>嶺南大抵皆瘴毒,而春州最甚,自唐以來,北客謫徙者罕得生還,本朝廢為陽春縣,以隸南恩州,蓋既為一邑,則士大夫竄逐,罪囚黥配,皆獲免至彼,亦建議者持心近厚云.凡調注縣令,如滿三年,許不用舉主由選階改京秩,去者莫得歸,然食嗜榮進,率冒昧以往,唯淳熙中莆田葉元下獨終,更與妻室無恙,而家人子盡死,一婢正病卧於别室,夜聞其呻吟聲,俄如喉間痰涎喘壅(擁)之状,迨旦视之,乃自縊於梁,梁去床猶丈許,無階梯可升,蓋従前不善終者従而為厲,非專以瘴而隕命也,余千鍾宏為惠州歸善巡檢時,正親其事,葉名子昂丞相之姪也。」

<sup>33</sup> この陽春県に付された賞格について、『宋会要輯稿』職官48-18, 淳熙12 (1185) 年8月 13日同日の条にある王蘭の言によれば、当時南恩州陽春県令職は「循資減年及び減挙主」の恩典を付した諸県の一つに挙げられており、また同職官48-22, 嘉定9 (1216) 年4月 2日の条は、臣僚が広東諸県に付された恩典を広西諸県にも行うことを願うものだが、これによれば、「……試みに東広を以てこれを言うに、循州の長楽、興寧、新州の新興、皆雨紙常員薦状を用て改官を許し、梅の程郷は只だ一割を用いるのみ、南恩の陽春は考を満つれば挙狀を用いず、今率是れ文臣の選入注授、往往にして皆能く己を律し民を愛し、以て改秩を希うは、此れ已に行うの明験なり、……《中略》……融州の守臣趙善淇は懷遠邑令を以て陽春、河源に比附して推賞せんことを乞い……」とあり、実際に陽春県は考を満たせば挙狀を用いずに改官を許されており、臣僚は、陽春県を含めた広東諸県に付した恩典が一定の効果をあげていたことを述べており、融州の守臣趙善淇が懷遠県令の職を陽春、河源の例に準じて賞格を定めることを願っていることがわかる。

とって苛酷な環境にあり、官員は死を覚悟して赴任しなければならなかったのである。

以上のように、南宋期の選人にとって、落南は栄達への近道であり、彼らに とっては充分動機に価するものであったことがわかる。南宋期における広恩館 など保護施設設置の背景には、南宋期の厳しい時勢を生き抜くために落南を決 断した多くの選人がいたのである。

#### おわりに

いわゆる嶺南の「中国化」における唐宋期の位置づけについて、中村裕一氏は、嶺南地方が隋唐期に徐々に「中国化」が進み、宋代においてほぼ完了したと仮定した上で、「南選制」の実態の分析を試み、南選制の廃止と嶺南地方の「中国化」の進展が密接に関係していたと指摘している34.

そこで唐,北宋,南宋三代における救済事業の実施背景を検討すると,国土の縮小,経済重心の南下など,唐から宋にかけて国家の仕組みが大きく変容したことが大きく関係していた。そのことが嶺南支配の人的部分を中央からの制御へと転換を促したものと思われる。唐宋代は、現地採用と中央からの派遣との並行運用が嶺南支配の重要な鍵となり、常に制度の適切な運用が求められてきたと思われる。

唐の南選制は嶺南の「中国化」が発展途上にある段階で生まれた制度である。 宋は、唐代よりも嶺南の「中国化」が進んだ状態で受け継ぎ、南選制に倣って 攝官制を定めた。摂官制度は、嶺南の「中国化」を考慮して改良された制度で はあるが、嶺南の官員を現地採用で補う事には変わりなく、人的な支配システ ムの大枠は唐の延長上にあるといえる。一方、南宋を滅ぼした元朝は、南宋の 嶺南支配を継承すると、攝官制を廃して全て中央からの派遣に切り換える。こ れによって、嶺南における人的支配制度の特殊性が薄まり、嶺南を制度上は蛮 夷の地ではなく中国の一部へと変容させていく。その意味では、唐宋における 支配体制の性質を元以降とは別個のものとして考えなければならない。

<sup>34</sup> 註(8)の中村氏前掲論文参照。

しかし、唐と北宋、北宋と南宋の間でも、対外情勢や国内の内政問題などそれぞれ時代背景を異にし、支配体制にもまた違いが見られる。まして、南宋期における選人の落南、そして広恩館の設置は、同時代の嶺南の「中国化」が支配の末端においても窺える重要な史実として扱うべきだと考える。